

介護予防支援の指定対象の拡大及び総合相談支援事業一部委託について

1 改正の内容① 指定介護予防支援事業者の対象拡大

改正前

要支援者に対する介護予防支援業務（介護予防ケアプランの作成等）は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として市町村から指定を受けて業務を実施。また、その業務の一部を居宅介護支援事業者へ委託することができる。



改正後

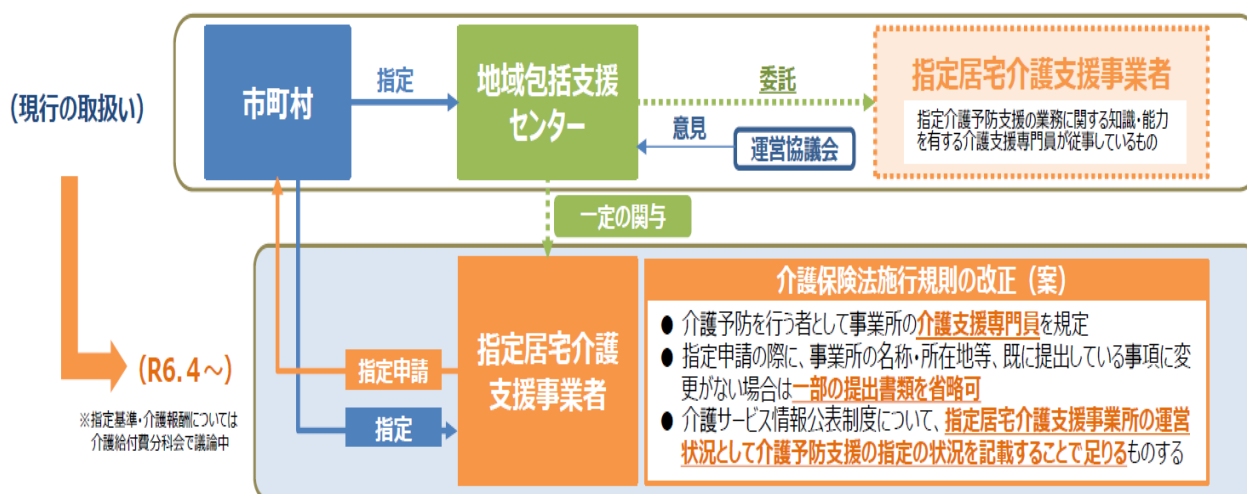
地域包括支援センターに加え、居宅介護支援事業者が町から指定を受けた介護予防指定業者として、直接利用者と契約し、介護予防支援業務（介護予防ケアプランの作成等）を実施することができる。

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2 改正の内容② 総合相談支援事業の一部委託

改正前

地域包括支援センターでは、包括的支援事業の総合相談支援業務として、地域の高齢者が住み慣れたその地域で安心して生活を継続できるよう相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を実施。



改正後

居宅介護支援事業所等が地域包括支援センターから、総合相談支援業務の一部について委託を受け、総合相談支援業務を実施することができるようになる。

委託の実施に当たっては、あらかじめ、地域包括支援センター運営協議会での意見聴取を経た後、所定の事項を届け出る必要がある。

総合相談支援事業の一部委託（介護保険法施行規則の改正）

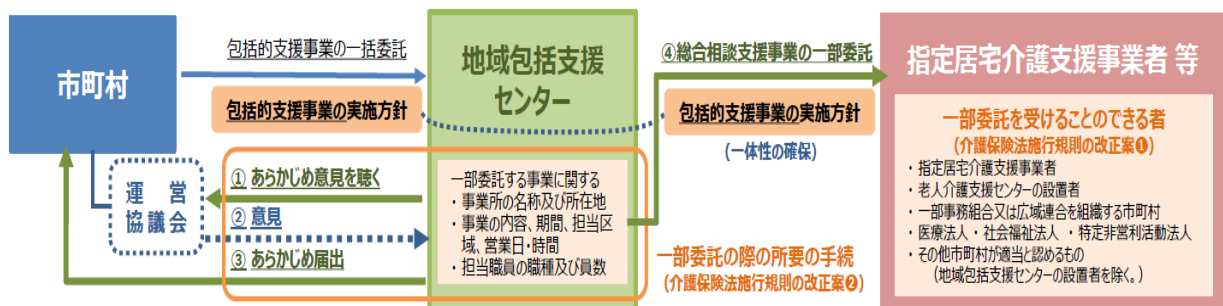
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ また、総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点のプランやサブセンターとしての活用を推進することが適当である。総合相談支援業務はセンターが行う根幹の業務であることを踏まえ、質の確保に留意しつつ、センターの業務との一体性を確保した上で市町村からの部分委託等を可能とすることが適当である。

介護保険法 施行規則の改正 (案)

- ① 一部委託を受けることのできる者について、指定居宅介護支援事業者のほか老人介護支援センターの設置者などを定める。
- ② 委託型センターが一部委託を行う際は、あらかじめ運営協議会の意見を聴いた上で所定の事項を届け出ることとする。
- ③ 一部委託を受けた者は市町村が定める包括的支援事業の実施方針に従い事業を実施することとなるが、市町村直営型センターが一部委託を行う際の実施方針として示すべき内容を定める。

パターン1. 地域包括支援センター（委託型）の設置者が一部委託をする場合



社会保障審議会・介護保険部会（第109回）「改正介護保険の施行等について（報告）」より抜粋

3 町の方針（現状について）

(1) 指定介護予防支援事業者の対象拡大について

改正のとおり、指定介護予防支援事業者の対象を拡大し、指定居宅介護支援事業所が業務を実施できる体制をとる。

（現時点での指定を希望する事業所はなし。相談は1件あり。）

(2) 総合相談支援事業の一部委託について

今後、センター業務と一体性確保の仕組みづくりを図った上で、地域包括支援センターからの要請等があった場合は、その都度包括運営協議会での意見聴取を経て、実施。

（現時点で事業所等からの問い合わせはなし。）